

【1988年2月1日】国民年金制度及び厚生年金保険制度の改正について（諮問書、要綱）
年金審議会

昭和63年2月1日

年金審議会

会長 福武 直 殿

厚生大臣 藤本 孝雄

諮問書

国民年金制度及び厚生年金保険制度を別添のとおり改正することについて、国民年金法（昭和34年法律第141号）第6条及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第5条の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

国民年金制度及び厚生年金保険制度改正案要綱

第1 改正の目的

昨今の社会経済情勢にかんがみ、拠出制年金について、昭和63年度において物価スライドの特例的な措置を講ずるとともに、老齢福祉年金について、年金額の引上げを行うこと等を目的とする。

第2 改正の要点

1 拠出制国民年金及び厚生年金保険に関する事項

(1) 物価スライドの特例措置

ア 拠出制国民年金及び厚生年金保険について、昭和63年度において特例として年金額の改定措置を講ずること。

イ アの年金額の改定は、昭和62年の消費者物価上昇率を基準として行うこと。

(2) 旧国民年金法による障害年金等の支払期月の変更

旧国民年金法による障害年金等について、昭和64年2月から2月、4月、6月、8月、10月及び12月の年6回支払いに支払期月を変更すること。

2 老齢福祉年金等に関する事項

(1) 年金額の引上げ

老齢福祉年金の額を 328,800 円(月額 27,400 円)から 330,000 円(月額 27,500 円)に引き上げること。

(2) 所得制限限度額等の改定

老齢福祉年金等の本人所得制限限度額及び公的年金併給限度額について、支給率維持を図る等のため、その引上げを行うこと。

第3 施行期日

この改正は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行すること。ただし、所得制限限度額の改定については、昭和 63 年 8 月 1 日から、旧国民年金法による障害年金等に係る支払期月の変更については、昭和 64 年 1 月 1 日から施行すること。